

(別紙 1)

## 1. 健康保険における被扶養者資格の認定要件（すべてを満たすこと）

|                                                                                                                                |            |                                                |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|------------------------------------------------|
| (1) 主として被保険者によって生計を維持されていること。                                                                                                  |            |                                                |
| (2) 認定対象者が75歳未満であること。(75歳以上は後期高齢者医療制度の被保険者)                                                                                    |            |                                                |
| (3) 日本国内に住所を有すること。(住民基本台帳に住民登録されていること) ただし、留学生や外国に赴任する被保険者に同行する者は特例で認定可能です。                                                    |            |                                                |
| (4) 認定対象者の年間収入(注)が基準内であること。                                                                                                    | A. 60歳未満の方 | 年間収入130万円未満<br>(目安として、月額108,334円未満、日額3,612円未満) |
|                                                                                                                                | B. 60歳以上の方 | 年間収入180万円未満<br>(目安として、月額150,000円未満、日額5,000円未満) |
|                                                                                                                                | C. 障害年金受給者 |                                                |
| 注:「年間収入」とは、給与・公的年金・企業年金等についての総支給額であり、失業給付金や傷病手当金等を含みます。自営業者については、売上高から売上原価と当該事業遂行のために最低限必要な経費(直接的経費)を控除した額であり、税法上の所得金額とは異なります。 |            |                                                |

## 2. 被扶養者の脱退手続が必要となる例

|                                             |
|---------------------------------------------|
| (1) 被扶養者が就職(パート・アルバイトを含む)し、他の健康保険組合等に参加した場合 |
| (2) 被扶養者が結婚等により他者の被扶養者となる場合                 |
| (3) 被保険者と離婚した場合                             |
| (4) 被扶養者が死亡した場合                             |
| (5) 被扶養者が後期高齢者医療保険に参加した場合(75歳に到達した場合)       |
| (6) 被扶養者の収入が基準外となる場合                        |

## 3. 被扶養者の脱退手続について

### (1) 脱退手続の方法

当健保ホームページから「健康保険被扶養者脱退届」をダウンロードのうえ作成し、当該健康保険被保険者証または資格確認書とともに当健保へ送付してください。

### (2) 留意事項

認定要件を満たさなくなった場合は、事由発生日(被扶養者資格喪失日)以降は、加入・脱退の届出前であっても当健保の加入者として医療機関等を受診することはできません。受診した場合は、医療費を返納していただくこととなりますのでご注意ください。

当健保ホームページ  
へのアクセス

<QRコード>



以上